



〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番 TEL099-247-5655
http://k-ymc.co.jp

SEARCH 吉田経営 GO

YMCニュース



CONTENTS

- ① ————— 社長随想
- ① ————— 3ヶ月の税務
- ② ③ ————— 税務情報
- ④ ————— 労務トピックス
- ⑤ ————— お客様紹介
「宇宿うのき眼科」「九州共同(株)」
- ⑤ ————— Face
- ⑥ ————— つれづれ草



代表取締役 高橋 雷太

アフターコロナの時代に求められるもの

例年であれば、暑気払いやピヤガーデンでちょっと一息という季節ですが、コロナウイルスが蔓延し、ワクチンや特効薬もそう簡単に開発される見込みもない中で、今年は全く様相が異なる夏がやってきます。しばらくはコロナとともに生きる、ウィズコロナ時代となりそうです。

ここ3か月近く、東京出張はすべて取りやめとなり、ほとんどが電話、スカイプやズームといったツールを使用したオンライン会議となりました。「それで何か困ったことがあるか？」という、実はあまりないのです。むしろ、余計な議論や脱線がなくなり、コンパクトで実のある会議ができていくように思います。勿論、対面で話す肌感覚がない淋しさや一体感の醸成の難しさはありますが、それも慣れなのかもしれません。

当社内でも全員が集まる会議は中止し、少人数の会議のみ開催可としたり、お客様のご協力による在宅勤務の導入や長時間対面での会話を避ける方法での巡回など新しい業務手法も一定の定着を見せています。

新規患者の発生が抑えられ、県をまたいだ移動も解禁となり、少しずつ人の動きも増え、元の日常を目指す動きもありますが、ビジネス

の日常は上述したような変化についてむしろ現状肯定的であり、今後のスタンダードになる可能性も秘めています。

アフターコロナの時代に重要なのはやはりインターネット環境の整備とオンラインシステムの構築であると思います。外資系企業に勤める友人からはこの点に関して日本は世界からかなり取り残されていると聞かされていましたが、ネットで受付をした定額給付金の申込について住民基本台帳との消込を手作業で行っているというような驚愕すべき現実が次々と明らかになっています。

日本の上場企業はリーマンショック以降、世界にも類を見ないほど内部留保をため込んでおり、キャッシュリッチな状況にあります。好況時には投資に資金を回さないと批判されていましたが、今は企業経営の在り方として逆に注目されています。

まさに今、国を挙げてネット環境整備の投資を行い、ピンチをチャンスに変えて大きな転換を図るべき時です。中小企業にとっても同じことで、コロナ騒動を契機とした今の変化は生活様式の大きな変化の潮流であると考え、新しい日常への対応を大胆に行うべきであると考えます。

3ヶ月の税務

7月の税務

- 6月分源泉所得税・住民税の納付(7/10期限)
- 源泉所得税の納期特例(1～6月分)の納付(7/10期限)
- 5月決算法人の確定申告(7/31期限)
- 11月決算法人の中間・予定申告(7/31期限)
- 固定資産税第2期分の納付(7/31期限)
- 所得税予定納税第1期分の納付(7/31期限)
- 所得税予定納税減額承認申請(7/15期限)

8月の税務

- 7月分源泉所得税・住民税の納付(8/11期限)
- 6月決算法人の確定申告(8/31期限)
- 12月決算法人の中間・予定申告(8/31期限)
- 個人事業税第1期分の納付(8/31期限)
- 個人事業者の消費税の中間申告(8/31期限)

9月の税務

- 8月分源泉所得税・住民税の納付(9/10期限)
- 7月決算法人の確定申告(9/30期限)
- 1月決算法人の中間・予定申告(9/30期限)
- 固定資産税第3期分の納付(9/30期限)



新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における 税制処置について



4月に施行された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等の内容より、お問い合わせの多い項目をまとめました。ご自身やご自分の会社が「対象となるかどうか」をいま一度ご確認ください。

(なお、この内容は令和2年5月12日現在の情報を基に作成しております。)

納税が1年間猶予できます(特例猶予制度)

所得税、法人税、消費税などほぼ全ての税目が対象となり、地方税も猶予されます。無担保で延滞税もかかりません。

主な要件	令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)での収入が前年同期比概ね 20%以上減少 [*] し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した時等に一時の納税が困難と認められる場合
措置内容	無担保かつ延滞税なしで1年間の徴収猶予(印紙納付分等を除く全ての税目)
対象期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する 国税・地方税

(※)不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として取り扱われます。

- 納税の猶予制度として、従来から「換価の猶予」や「納税の猶予」がありますが、これらの猶予制度と今回の「特例猶予制度」では適用要件や内容が異なります。詳しくは担当者へお問い合わせください。なお、**厚生年金保険料や労働保険料についても同様の特例猶予制度**があります。

テレワークなどの設備投資が中小企業経営強化税制の対象になります

主な要件	中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に記載された テレワーク等のための設備 ^{*1} 投資をした場合
措置内容	中小企業経営強化税制の適用 ^{*2} を受けることができる
対象期間	令和3年3月31日まで(現行制度と同期間)

(※1)対象設備/遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にするデジタル化設備(機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)

(※2)中小企業経営強化税制で受けられる税制措置

設備の即時償却 又は **設備投資額の10%^{*}の税額控除(法人税又は所得税の20%上限)**

(※)資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

▶ **売上の減少幅に応じて固定資産税などが軽減されます**

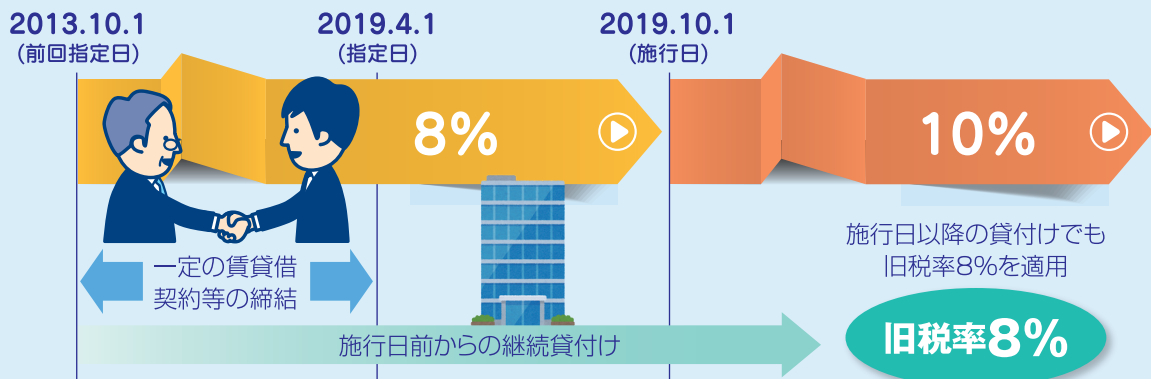
償却資産と事業用家屋の固定資産税、都市計画税が軽減措置の対象となります。

主な要件	令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上が、前年同期比で 30%以上減少 [※] している中小事業者等
措置内容	償却資産・事業用家屋に係る固定資産税(都市計画税)の課税標準を次の割合とする ●減少割合:30%以上50%未満…2分の1 ●減少割合:50%以上…ゼロ
対象期間	令和3年度課税分

(※)不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われます。

▶ **賃料を減額しても消費税率の経過措置(8%)が適用できます**

賃料の減額を要請され減額を行った場合、それが「正当な理由に基づくもの」であれば引き続き旧税率8%が適用できます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたテナントを支援するために賃料を減額したことがわかるよう、**変更契約書**や**覚書**を作成しておく必要があります。これは**不動産に限らず、事務機器などの貸付けについて減額した場合**であっても8%の適用が可能です。



▶ **助成金や給付金には課税対象になるものがあります**

国や自治体から助成金や給付金といった名目で金銭(商品券等の経済的利益も含む)が支給されることがありますが、課税対象になるかはその助成金等により異なります。

非課税となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●支給根拠の法令等で非課税と規定されるもの ●心身又は資産に加えられた損害につき支給される相当の見舞金 特別定額給付金(1人10万円)、雇用保険の失業給付金など
課税対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●業務上の取引に関連して支給されるもの 持続化給付金、小学校休業等対応助成金、雇用調整助成金など

税制や補助金、給付金などの情報は随時アップデートされております。制度活用時は、最新の情報を再度ご確認ください。また制度活用についてのご相談などございましたら、担当者までご連絡ください。厳しい経済環境ですが、一緒に乗り越えていけたらと考えております。

税務通信データベース、MyKomonより記事を抜粋し作成いたしました。 (担当:有川順子)



民法のうち債権関係については明治29年(1896年)に民法が改正された後、約120年間ほとんど改正されていませんでした。今回、民法のうち債権関係の規定について社会・経済の変化への対応を図るため見直しが行われました。その中でも保証に関するルールが大きく変わりましたので、新しいルールについてそのポイントを説明します。

01 保証契約とは 

「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う「主債務者」がその債務を履行しない場合に、主債務者に代わって支払いをする義務を負うことを約する契約をいいます。その中で「連帯保証契約」は、保証契約の一種で、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に対して支払いを求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるものです。

02 保証契約の改正内容 

(1) 極度額の定めのない個人の根保証契約(※)は無効に

※根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約で、住宅等の賃貸借契約の保証人となる契約や、誰かが入院するときに、患者が支払わなければならない入院費用等についてその支払いを保証する契約等が該当します。

《2020年4月以降の根保証契約は下記の点に注意が必要となります》

- ① 極度額を事前に合意すること
- ② その合意を書面または電磁的記録で行うこと
- ③ これらを1つでも守らないと根保証契約全体が無効になること



(2) 消滅時効※に関する変更

※消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。これまで、民法の消滅時効期間は原則10年であるとしつつ、例外的に、職業別のより短い期間(弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年など)を設けていましたが、今回の改正により合理的でわかりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年としています。

● 職業別の短期消滅時効の例

債権の種類	時効期間
医師の診療報酬	3年
弁護士の報酬	2年
飲食代金	1年
動産のレンタル代金	1年
商取引債権	5年



新ルール

原則5年
ケースによっては
最長10年

【参考資料】
法務省のリーフレット
(担当:石野義弘)

宇宿うのき眼科

患 者様に誠意をもち堅実、確実、安全な医療をモットーとし、平成16年、原良にうのき眼科を開院いたしました。新たに令和元年11月1日に宇宿うのき眼科を開院いたしました。当院では、患者様の多種多様な要望を理解し、スピーディかつ十分な対応を行っています。

患者様との長いお付き合いを大切に、患者様の背景等も熟知できるという眼科一般診療所の利点を生かした診療を行い、できる限り当診療所で手術治療を含めて同一の医師による長期間の医療を目指してまいります。

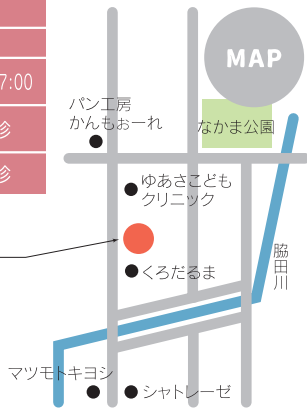
誠意ある堅実な
眼科医療をあなたへ・・・



診療時間		
	AM	PM
月・火・水・金	9:00 ~ 12:00	14:00 ~ 17:00
木・土	9:00 ~ 12:00	休診
日・祝日	休診	休診

Information

〒890-0073
鹿児島県鹿児島市宇宿 8 丁目
8-20
TEL: 099-296-7500
(休診/日曜日・祝日)



九州共同株式会社 リサイクルセンター

私 たちは、機密文書の「完全細断処理」+「再生紙リサイクル事業」の専門業者です。紙媒体からHDDなどの電子機器媒体まで、厳重なセキュリティシステムのもと情報漏洩の心配なく細断処理を行います。また、処理された書類は再生紙としてリサイクル。

一歩先行く事業所ゴミ処理のあり方を提案しています。お気軽にお問い合わせください。

九州共同株式会社は、
鹿児島県の「機密文書リサイクル」「資源リサイクル」で実績がある機密情報処理の専門業者です。



九州共同の安心・安全4つの管理措置(セキュリティ対策)

組織的安全 人的安全 物理的安全 技術的安全
管理措置 管理措置 管理措置 管理措置

リサイクルボックスを利用するとこんなにお得!

シュレッダー処理 人件費 +シュレッダー維持費 +ゴミ袋費 +廃棄物処理費 1kgの処理費 132円/kg	九州共同での処理 人件費 +リサイクルボックス 月額料金(定額制) 1kgあたり 42円もコスト削減! 1kgの処理費 90円/kg
---	---

Information

〒892-0823
鹿児島県鹿児島市住吉町8-1
TEL: 099-226-1550
電話受付時間: 9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 16:00
(定休日/土曜日・日曜日・祝祭日
お盆・年末年始)



StayHomeの楽しみ方!

池田 涼葉



このところ、世界中が新型コロナウイルスの影響で外出自粛となり、外出できない状況が続いています。今年こそは!!と趣味での遠征を兼ねて東京への旅行を計画していましたが、実行は難しそうです。

そんな状況の中、必然と家で過ごす時間が増え、最近では積極的に料理を作ったり、筋トレを始めたり、YouTubeを見たりしてお家時間を楽しんでいます。1人暮らしのため以前はインスタント食品に頼りがちでしたが、おかげでレパートリーも増え、苦手だった料理を少し克服できたかなと思います。

コロナウイルスが収束し事態が落ち着き、外出の制限がなくなったら計画していた東京旅行は実行しようと思いますが、今はStayHome!お家時間を楽しもうと思います。



「手縫いでマスク作り」

西村 志保

つれづれ草



年始の「ぎおんのす」の編集後記を書いている頃には予想だにできなかった、世界中に猛威を振るい経済や生活に多大な影響を与えている新型コロナウイルスの感染症の蔓延。本来であれば、今月からオリンピックも開催されているはずだったのに...やはり、人間にとっての天敵はウイルスなんだろうなあと思ってしまいます。目に見えないので感染しないよう気を付けながら平静を装って(保って)いられますが、もし、このウイルスに色が付いたらどうなるんだろう??と考えるととても怖いことです。

1月下旬にはマスクがなくなり始め、次に消毒液・ハンドソープ・トイレットペーパー、外出自粛になってからは最寄りのスーパーではバター・パスタ・かた焼きそばなどが完売状態でマジかΣ(⊙д⊙)!!と驚きましたが、いろんな情報に本当にみんな振り回されているなあと感じています。

新型コロナウイルスによって今までとは違う不自由な生活を余儀なくされてしまいましたが、存在は知ってたけど...くらの認識だったテレワークやリモートワークなどが急速に広がり、一気にアナログからデジタルの世界に引き込まれていってる感じに、便利だと思ふ反面、なんか寂しいような...コロナ前の生活に戻れる日は来ないのでしょうか...

ところで、外出自粛になってから皆さんは何をして過ごしていましたか?断捨離をした、趣味を充実させた、新しいことを始めたなど耳にしたりしますが、私はマスクが品薄になってからマスク作りを始めました。ミシンは持ってはいるのですが、何十年前に購入した骨董品(?)。鉛のように重く出し入れするのが大変だったのでまさかの手縫い(〃ω〃)で作業開始!初めて作ったマスクは2時間半くらいかかっていましたが、慣れてくると徐々に時間も短縮されて半分くらいでできるようになりました。幅を広げてみたり、プリーツを入れてみたり、不織布を間に挟んでみたり、ワンポイントの刺繍を入れてみたり、作るたびに少しずつ改良したりしてお家時間を過ごしていましたが、だんだんとマスクも流通し始めてきたので手作りも終わりかなと思う今日この頃です。

生活も一見普通に戻ったように見えるのに、そうでないモドカシイ感じの日常が続きますが、今後も3密を控え、ソーシャルディスタンスを守り、引き続きうがい・手洗い・消毒・マスクの着用など自分でできる予防策はしっかり続けながら終息するまで過ごしつつ、一日も早くウイルスを気にしない日常が戻ってくることを願います♪



編集後記



新型コロナウイルスの世界的な蔓延、日本では非常事態宣言は解除されましたが、地域によってはクラスターが発生するなど、まだまだ警戒が必要な状況が続いています。やはり待たれるのはワクチンや治療薬の開発でしょう。既存の薬の治験を行っているニュースなども目にしますし、できるだけ早期の開発を期待したいと思います。

感染拡大を予防するための行動はこれからも続けていかなければなりません、個人的に楽しみにしていた夏のイベントが、まるっと1年延期されたことは大変残念でなりません。来年も開催できるか未定ですが、開催を信じてそれを待つまでの期間もワクワクしながら楽しみたいと思います。暗いニュースばかりの昨今ですが、気持ちだけは前を向いていきたいですね!

(油木田 京美)